

「民生委員・児童委員の日」（５月１２日）のお知らせ

全国民生委員児童委員連合会

●民生委員・児童委員の日とは

民生委員・児童委員は、安全で安心な福祉のまちづくりをめざし、地域の多くの関係機関・団体と連携して、さまざまな取り組みを推進しています。

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の活動をより多くのみなさんに知っていただくとともに、民生委員・児童委員自らの意識を高めるため、毎年５月１２日を「民生委員・児童委員の日」として定めています。

また、民生委員・児童委員の日からの１週間を、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」として、全国の民生委員・児童委員によるさまざまな取り組みを進めています。

お近くの民生委員・児童委員の活動に、ぜひご関心をお寄せください。

●平成２４年度「民生委員・児童委員の日活動強化週間」について

<キャッチフレーズ>

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」

<実施期間>

平成２４年５月１２日（土）～５月１８日（金）

（なお、期間中の５月１３日（日）を「一斉取り組み日」として、全国各地でさまざまな取り組みが進められます）

<実施主体>

単位民生委員児童委員協議会／市区町村民生委員児童委員協議会
都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会
全国民生委員児童委員連合会

<各地で行われる取り組みの例>

- ・民生委員・児童委員活動のＰＲに関する活動
（公共施設、マスコミ、街頭でのＰＲ活動等）
- ・災害時要援護者支援活動の推進
（災害時における助け合い等の啓発活動や学習会等の開催、関係者とのネットワークによる災害で避難された方への訪問活動等）
- ・その他
（地域の学校訪問、異世代間交流行事の実施等）

詳しくは、**全国民生委員児童委員連合会ホームページ**をご覧ください。

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

■ 民生委員・児童委員の概要はこちら

http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei_zidou_summary/index.html

■ 民生委員・児童委員の具体的な活動はこちら

http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/minsei_zidou_activity/index.html

民生委員・児童委員の日

全国民生委員児童委員協議会（当時）は、昭和52年（1977年）に、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを決めました。これは、大正6（1917）年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来するものです。

民生委員・児童委員「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言（抜粋）

1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。
5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います。